

第25期 第9回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和6年2月28日

伊予市農業委員会

第25期

第9回定例農業委員会総会議事録

令和6年2月28日（水）午後1時30分から、伊予市役所において第9回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	19名
農地利用最適化推進委員	3名
事務局	局長 次長 係長

議事日程

（議案）

第33号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
第34号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件

（報告）

第11号	農地法第5条第1項の規定による届出について	1件
第12号	農地法第18条第6項の規定による解約通知について	1件
第13号	農地の使用貸借解約通知について	1件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第9回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

ご着席下さい。

それでは、開会にあたりまして篠崎会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

よろしく願いいたします。

議案第33号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	松山市	●●	さん
譲受人	米湊	●●	さん
申請地	双海町高野川字	●●	畑 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	生前贈与	
	(譲渡人)	生前贈与	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は議案説明書の1ページ1番のとおりとなっております。

両者は兄弟で相続のやり直しを生前贈与という形で行う権利移動です。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●●委員

失礼します。この譲受人というのが私の同級生なんですが、弟さんが畑をやらな
いということで、お姉さんの方に譲るということで、頑張って農業したらという
ことをお伝えしました。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はござ
いませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無きようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2と3については、関連がありますので、事務局の一括説明をお
願いします。

事務局

2番

貸渡人	八倉	●●	さん
借受人	宮下	●●	さん
申請地	八倉字●●	畑	●●m ²
	同じく●●	畑	●●m ²
	合計●●		m ²
借受人の耕作面積	●●		m ²
申請理由	(貸受人)	経営規模拡大	
	(貸渡人)	農地管理困難	
権利の種類	10年間の賃借権設定		

3番

貸渡人	八倉	●●	さん
借受人	宮下	●●	さん
申請地	八倉字●●	畑	●●m ²
借受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(借受人)	経営規模拡大	
	(貸渡人)	農地管理困難	
権利の種類	10年間の賃借権設定		

借受人の経営状況は議案説明書の1ページ2、3番のとおりとなっております。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号2と3について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●●委員

2番の●●さんは、この畑で紅マドンナをハウスで栽培しております。●●さんが昨年から体調があまり良くないということで規模を減らしたいんで、誰か作ってくれる人はいないかということで色々探しておりました。3番につきましては巨峰、葡萄を作っているところでございます。●●さんも体調が良くないということで誰か作ってくれる人を探しておりました。二人ともきちんとお手本となるような栽培をされておられまして、年には勝てんということで、非常に寂しい思いをしております。借受人の●●さんのご主人はJAの営農委員もされておられるということも聞いておりますので、きちんと引き継がれて栽培してくれるものと信じております。皆さんよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号2と3につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2と3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2と3について承認いたします。
続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

4番

譲渡人	上三谷	●●	さん
	兵庫県	●●	さん
譲受人	宮下	●●	さん
申請地	宮下字●●	畑	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●		m ²
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

また、譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ4番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号4について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●委員

●●さんは最近、土地を購入した隣の土地にこの畑がありまして、経営規模の拡大というか、小さな土地なんですけれども農業をしたいということで、この土地を購入されるみたいです。

議長

それでは、番号4につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無きようでしたら番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

議長

続いて、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

5番

譲渡人	下三谷	●●	さん
譲受人	上唐川	●●	さん
申請地	下三谷字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による	所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ5番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号5について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●委員

特に補足はありません。

議長

番号5につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号5について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号5について承認いたします。
続いて、番号6につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

6番

譲渡人	三秋	●●	さん
譲受人	下三谷	株式会社●●	
		代表取締役	●● さん
申請地	三秋字●●	田	●●m ²
	他●筆	合計●●	m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による	所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ6番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号6について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●委員

失礼します。譲渡人の●●様、ご高齢で後継者も作る人もいないということで今回の売買になりました。●●さん昨年の11月にもあった案件●●さんの持つておられる土地の隣のこの土地も見つけられておられまして購入したいということも言っておられたようなんですが、●●さんとのお話合いがにつきまして、今回の土地の購入となったわけでございます。●●さん、皆さんもお聞きになったと思いますが、梅を植えられるということです。

以上ご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号6につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号6について承認いたします。

続いて、番号7につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

7番

譲渡人	中山町出渕	●●	さん
譲受人	中山町出渕	●●	さん
申請地	中山町出渕●●	畑	●●m ²
	中山町出渕●●	畑	●●m ²
	中山町出渕●●	畑	●●m ²
	合計	●●	m ²

譲受人の耕作面積 ●●m²

申請理由 (譲受人) 経営規模拡大
(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ7番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号7について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●委員

●●さんは2、3年前から経営規模の拡大をしたいということで色々話をしておったんですが、実は今回は違う人の土地を相談しておったら、たまたま、この話を聞いた●●さんが先にうちの土地をかうてくれということで、こういう状況になりました。近いうちに先の話の出たところも出てくると思うんですが、今回はこれでよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号7につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号7について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号7について承認いたします。

議案第34号

農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

議案説明書は4ページ、申請地説明図は2ページから4ページをご覧ください。譲渡人は、稲荷 ●●さん、●●歳。譲受人は、大平 株式会社 ●●。土地所在地は、大平字●●、田●●m²。転用目的は資材置き場及び駐車場、転用面積は同じく●●m²です。

今回の転用に至る理由でございますが、譲受人は、現在申請地近郊で事業を営んでおりますが、使用中の資材置き場及び駐車場が手狭で困っておりました。申請地は国道56号線に面しており、交通の利便性も良く、会社からも近く最適な場所のため、今回の申請に至ったものです。申請地は、大平に位置し、住宅等が密集している第2種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見をお願いします。

●●委員

補足いたします。該当農地なんですけれども、もう何年も前から耕作が難しい状態になってまして、水田ですけれども水田として利用することが極めて難しい状態になっています。これは国道の拡幅工事をする時に農地として不適切な位置に設置されてしまったもので水を張ることが困難であることと、この農地が位置している所がイデの結構下流に位置していて水を確保するのも難しいこと。この2点が数年間耕作をせずに、草刈りだけをしている状態になってました。草刈りだけはしていたんですが、周辺から荒れとるよというような指摘を受けたこともあったようで今回、このような転用という形で提出したようです。ここを転用することで周辺の農地に影響を与えることはないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2

議案説明書は4ページ、申請地説明図は5ページから7ページをご覧ください。譲渡人は、西予市●● ●●さん、宮下 ●●さん●●歳。譲受人は、松山市●● ●●さん。土地所在地は、宮下字●●他●●筆、畑●●●m²。転用目的は貸露天駐車場、転用面積は同じく●●●m²です。

今回の転用に至る理由でございますが、譲受人の長男が代表を務める●●有限公司より、既存の駐車場及び資材置き場が慢性的に不足しているので拡張したいとの相談が譲受人にあり、資金調達の都合上、譲受人が申請地を買い受け、造成を行い貸露天駐車場として利用するために申請に至ったものです。申請地

は、宮下に位置し、住宅等が連たんする区域に近接する 10ha 未満の第 2 種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号 2 について、地元委員さんの意見を申し上げます。

●●委員

先程説明していただいた通りです。私が聞いているのも駐車場、資材置き場に利用したいということで、お父様が資金を調達して息子さんにこの土地を貸し付けるということをお伺いしています。その内容で審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号 2 につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号 2 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号 2 について承認いたします。

報告第 11 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による届出について、次のとおり報告する。事務局の一括説明をお願いします。

事務局

譲渡人は、米湊、●●さん、譲受人は、伊予郡●●、●●さん。土地所在地は、米湊字●●、●●㎡。転用目的は自己住宅で、転用面積は同じく●●㎡、所有権移転によるものです。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。報告第11号につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、次に進みます。

報告第12号

農地法第18条第6項の規定による解約通知書の受理について、次のとおり報告する。事務局の一括説明をお願いします。

事務局

今月は1件届出がございました。貸出人が上三谷の●●さん、借受人が松山市の●●さん。届出地が上三谷字●●の田、●●㎡。解約事由は双方合意。権利の種類は基盤法による賃借権でした。

以上です。

議長

ありがとうございます。報告第12号につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、次に進みます。

報告第13号

農地の使用貸借解約通知の受理について、次のとおり報告する。事務局の一括説明をお願いします。

事務局

今回、使用貸借の方も1件届出がございました。貸出人が東京都の●●さん、借受人が上野の●●さん。届出地は上野●●の田、●●㎡。解約事由は双方合意。権利の種類は基盤法による使用貸借でした。

解約に際しまして、ちょっと補足をさせていただいたらと思うんですけども。委員の皆さんの方に解約に際して、現地確認の書類の方が回ってこようかと思えます。その際にやはり一番気を付けとっていただきたいのは、そのあと誰がするのかというところですね。そちらの方を確認していただいて、もしも次が決まってないよということであれば、その次の耕作者を探すというところが、皆様の方をお願いしなければいけないお仕事となっておりますので、できたらその場でもしも次が見つかっていないということであればですね、具体的に売りたいのか貸したいのかその辺りの条件、直接話していただいた方が、所有者とのニュアンスというか、どういった感じで思われてるのかということが伝わりやすいと思えますので、そこの点を今後解約の届出が出た時に気を付けていただければと思います。

事務局から以上です。

議長

ありがとうございます。報告第13号につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、次に進みます。
事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。

(事務局連絡事項)

議長

それでは、次回は3月27日(水曜日)午後1時30分から伊予市役所での開催を予定しております。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。

以上をもちまして、第9回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員

の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後 2 時 1 分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
